

沼田川流域下水道沼田川浄化センター

放流水等の水質及び悪臭測定業務

仕様書

令和8-9年度

(公財)広島県下水道公社三原支所

1 業務名

沼田川流域下水道沼田川浄化センター放流水等の水質及び悪臭測定業務

2 業務目的

沼田川浄化センターで取扱う下水の水質の現状を把握し、処理施設等の適正な維持管理を推進するため、沼田川浄化センターの流入水及び放流水について、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に定める排水基準項目の一部及び悪臭の測定を行う。

3 業務場所

三原市円一町一丁目 2 番 1 号 沼田川浄化センター

4 業務期間

令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から令和 10 年（2028 年）3 月 31 日までとする。

5 試料採取

- (1) 試料採取（採水）は、委託者の立ち会いのもと、受託者が行うものとする。
- (2) 受託者は試料採取時に試料数等について確認を受け、試料採取記録表を提出するものとする。
- (3) 対象とする試料、採取回数及び採取時期は別表第 1 とおりとする。

6 測定項目等

測定項目、試料数、測定方法及び定量下限値は、別表第 2 のとおりとする。

なお、測定結果の表示に当たっては定量下限値を明記し、その値未満の場合は「不検出」とすること。

7 報告等

(1) 報告書等

報告書類、報告部数及び報告時期は、別表第3のとおりとする。

(2) 異常値の緊急報告等

水質汚濁防止法に定める排水基準の70%を超過して検出した時は、委託者に至急報告するものとする。

速報項目及び基準値は別表第4のとおりとする。

なお、この結果により再測定が要求された場合は、指示を受けて対応すること。

8 疑義

本仕様書に疑義が生じた場合又は仕様書に定めのない事項については、両者協議のうえ定めるものとする。

9 その他

業務の実施にあたっては関係法令を遵守し、安全に留意すること。

別表第1

測定項目	対象試料	採取回数	採取時期
カドミウム及びその化合物 シアン 鉛及びその化合物 六価クロム 砒素及びその化合物 総水銀 アルキル水銀化合物 トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン 1,3-ジクロロプロパン ベンゼン セレン及びその化合物 硼素及びその化合物 1,4-ジオキサン ノルマルヘキサン抽出物質 フェノール類 銅及びその化合物 亜鉛及びその化合物 溶解性鉄 溶解性マンガン クロム及びその化合物	沼田川浄化センター流 入水及び放 流水	●毎月1回(2年間24 回) ●ただし、ノルマルヘ キサン抽出物質につ いては毎月2回(2 年間48回)	●毎月第1木曜日とする。 ●ただし、4月、5月及び1月につ いては、第2木曜日とする。 ●月2回採取する項目については、 第1回目の採取日の翌木曜日とす る。 ●また、該当日が国民の祝日の場 合は、翌週の木曜日とする。 ●具体的には委託者が受託者に通知 する。
チウラム シマジン チオベンカルブ	流入水及び 放流水	●年4回(2年間8回)	●原則として4月、7月、10月及び 1月の第1回の採水日。具体的に は委託者が受託者に通知する。
有機燐 ポリ塩化ビフェニル	流入水及び 放流水	●年2回(2年間4回)	●原則として5月及び11月の第1 回の採水日。具体的には委託者が 受託者に通知する。
ダイオキシン類	流入水及び 放流水	●年1回(2年間2回)	●原則として10月の第1回又は第2 回の採水日。具体的には委託者が受 託者に通知する。
悪臭	放流水	●年1回(2年間2回)	

別表第2

No.	測定項目	試料数	測定方法	定量下限値
1	カドミウム及びその化合物	流入水及び放流水の各1検体		5 μ g/L
2	シ ア ン	同 上		100 μ g/L
3	有 機 燐	同 上		同 上
4	鉛 及び そ の 化 合 物	同 上		10 μ g/L
5	六 億 ク ロ ム	同 上		40 μ g/L
6	砒 素 及び そ の 化 合 物	同 上		10 μ g/L
7	総 水 銀	同 上		0.5 μ g/L
8	アルキル水銀化合物	同 上		同 上
9	ポリ塩化ビフェニル	同 上		同 上
10	トリクロロエチレン	同 上		2 μ g/L
11	テトラクロロエチレン	同 上		0.5 μ g/L
12	ジ ク ロ ロ メ タ ン	同 上		2 μ g/L
13	四 塩 化 炭 素	同 上		0.2 μ g/L
14	1, 2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン	同 上		0.4 μ g/L
15	1, 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	同 上		2 μ g/L
16	シス-1, 2 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	同 上		4 μ g/L
17	1, 1, 1 - トリクロロエタン	同 上		0.5 μ g/L
18	1, 1, 2 - トリクロロエタン	同 上		0.6 μ g/L
19	1, 3 - ジ ク ロ ロ プ ロ ペ ン	同 上		0.2 μ g/L
20	チ ウ ラ ム	同 上		0.6 μ g/L
21	シ マ ジ ン	同 上		0.3 μ g/L
22	チ オ ベ ン カ ル ブ	同 上		1 μ g/L
23	ベ ン ゼ ン	同 上		1 μ g/L
24	セ レ ン 及び そ の 化 合 物	同 上		1 μ g/L
25	硼 素 及び そ の 化 合 物	同 上		100 μ g/L
26	1, 4 - ジ オ キ サ ン	同 上		5 μ g/L
27	ノルマルヘキサン抽出物質	同 上		1000 μ g/L
28	フ ェ ノ ー ル 類	同 上		200 μ g/L
29	銅 及び そ の 化 合 物	同 上		10 μ g/L
30	亜 鉛 及び そ の 化 合 物	同 上		10 μ g/L
31	溶 解 性 鉄	同 上		100 μ g/L
32	溶 解 性 マ ン ガ ン	同 上		100 μ g/L
33	クロム 及び そ の 化 合 物	同 上		100 μ g/L
34	ダイオキシン類 (ダイオキシン様P C Bを含む)	同 上	JIS K0312	1pg-TEQ/L

	35	臭 气 指 数	放流水の 1 檢体	昭和47年総理府令 第39号（悪臭防止 法施行規則）	
参 考	年 間 の 測 定 回 数			ダイオキシン類、悪臭測定に係る試料にあっては1回/年、ポリ塩化ビフェニル及び有機燐試料は2回/年、チウラム、シマジン及びチオベンカルブ試料は4回/年、ノルマルヘキサン抽出物質試料は2回/月、 その他の項目は1回/月	
	試 料 の 採 取 者			受託者	

(注) 受託者が可能な場合、表に掲げる値よりも低い定量下限値を採用することは差し支えない。

別表第3

No	書類の名称等	部数	提出期限
1	業務責任者等指名届（様式1号）		契約後速やかに
2	環境計量証明事業登録証（写）	1部	同上
3	環境計量士登録証（写）	1部	同上
4	測定責任者の氏名	1部	同上
5	試料採取担当者の氏名	1部	同上
6	1～5の該当者の雇用を明らかにする書面	1部	同上
7	測定方法及び定量下限値を明らかにする書面 (具体的に)	1部	同上
8	試料採取記録表（様式第2号）	1部	試料採取時
9	業務実施報告書 (様式第3号、様式第3-2号) 1 計量証明書を添付すること 2 ダイオキシン類については、計量証明書及び組成表を添付すること	2部	試料採取の日から21日以内 (3月にあっては3月31日迄) なお、ダイオキシン類については、他の検査項目とは別に報告するものとし、試料採取の日から90日以内に報告する。
10	業務完了報告書（様式第4号）	1部	業務期間の末日まで

(注1) 業務責任者の他3～5の環境計量士、測定責任者及び試料採取責任者に変更があった場合は、「業務責任者等変更届」及び「1～5の該当者の雇用を明らかにする書面」を速やかに提出すること。

(注2) 7の書類を変更しようとする場合は、業務打合せ簿により協議を行い、承認を得ること。

(注3) 必要に応じ、測定に係る計算書、チャート等の書類を提出すること。

(注4) 提出の終期が閉庁日の場合は、翌開庁日とする

別表第4

No.	測定項目	速報基準値 (mg/L)	法定排水基準 (水質汚濁防止法等) (mg/L)	定量下限値
	報告対象試料	流入水及び放流水		
1	カドミウム及びその化合物	0.021	0.03	5 μg/L
2	シアン	0.7	1	100 μg/L
3	有機燐	0.7	1	同上
4	鉛及びその化合物	0.07	0.1	10 μg/L
5	六価クロム	0.014	0.2	40 μg/L
6	砒素及びその化合物	0.07	0.1	10 μg/L
7	総水銀	0.0035	0.005	0.5 μg/L
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	同上
9	ポリ塩化ビフェニル	0.0021	0.003	同上
10	トリクロロエチレン	0.07	0.1	2 μg/L
11	テトラクロロエチレン	0.07	0.1	0.5 μg/L
12	ジクロロメタン	0.14	0.2	2 μg/L
13	四塩化炭素	0.014	0.02	0.2 μg/L
14	1,2-ジクロロエタン	0.028	0.04	0.4 μg/L
15	1,1-ジクロロエチレン	0.7	1	2 μg/L
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.28	0.4	4 μg/L
17	1,1,1-トリクロロエタン	2.1	3	0.5 μg/L
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.042	0.06	0.6 μg/L
19	1,3-ジクロロプロペン	0.014	0.02	0.2 μg/L
20	チウラム	0.042	0.06	0.6 μg/L
21	シマジン	0.021	0.03	0.3 μg/L
22	チオベンカルブ	0.14	0.2	1 μg/L
23	ベンゼン	0.07	0.1	1 μg/L
24	セレン及びその化合物	0.07	0.1	1 μg/L
25	硼素及びその化合物	7	10	100 μg/L
26	1,4-ジオキサン	0.35	0.5	5 μg/L
27	ノルマルヘキサン抽出物質	38(流入水) 3.5(放流水)	5	1000 μg/L
28	フェノール類	3.5	5	200 μg/L
29	銅及びその化合物	2.1	3	10 μg/L
30	亜鉛及びその化合物	1.4	2	10 μg/L

31	溶解性鉄	7	10	100 μ g/L
32	溶解性マンガン	7	10	100 μ g/L
33	クロム及びその化合物	1.4	2	100 μ g/L
34	ダイオキシン類 (ダイオキシン様P C Bを含む)	7pg-TEQ/L	10 pg-TEQ/L	1pg-TEQ/L
35	臭気指數	設定なし	設定なし	

業務責任者等指名(変更)届

令和 年 月 日

公益財団法人 広島県下水道公社

理 事 長 様

受託者

住所

氏名

印

次の業務について下記の者を指名(変更)しましたので届け出ます。

1 業務名 沼田川流域下水道沼田川浄化センター
放流水等の水質及び悪臭測定業務

2 業務責任者 氏名
生年月日 年 月 日
資格 別紙「1~5 の該当者の雇用を明らかにする書面」のとおり

3 業務担当者 別紙「環境計量士登録証」(写)、「測定責任者の氏名」及び
「試料採取担当者の氏名」のとおり

試料採取記録表

令和 年 月 日

公益財団法人 広島県下水道公社

理事長様

受託者

住所

氏名

試料を次のとおり採取しましたので報告します。

1 業務名

沼田川流域下水道沼田川浄化センター
放流水等の水質及び悪臭測定業務

2 試料採取日

令和 年 月 日

3 試料の種類

流入水及び放流水

4 採取した試料の数

- (1) 流入水 檢体
- (2) 放流水 檢体

業務実施報告書

令和 年 月 日

公益財団法人 広島県下水道公社

理事長様

受託者

住所

氏名

印

令和 年 月分の委託業務を実施したので報告します。

測定結果は別紙のとおりです。

1 業務名 沼田川流域下水道沼田川浄化センター
放流水等の水質及び悪臭測定業務

2 試料採取日 令和 年 月 日
令和 年 月 日

報告書のとおり業務を履行していることを認めます。

令和 年 月 日

検査員 水質課長

印

業務実施報告書

令和 年 月 日

公益財団法人 広島県下水道公社

理事長様

受託者

住所

氏名

印

令和 年 月分の委託業務（ダイオキシン類）を実施したので報告します。
測定結果は別紙のとおりです。

1 業務名 沼田川流域下水道沼田川浄化センター
放流水等の水質及び悪臭測定業務

2 試料採取日 令和 年 月 日
令和 年 月 日

報告書のとおり業務を履行していることを認めます。

令和 年 月 日

検査員 水質課長

印

業務完了報告書

令和 年 月 日

公益財団法人 広島県下水道公社

理事長様

受託者

住所

氏名

印

次の委託業務が完了したので報告します。

1 業務名 沼田川流域下水道沼田川浄化センター
放流水等の水質及び悪臭測定業務

2 業務場所 三原市円一町一丁目2番1号

3 業務期間 着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日

4 委託料 ¥

5 完了年月日 令和 年 月 日